

会 員 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会長 中野 秀也



皆様もご存じのとおり、当連盟では、猛禽類の矢羽の違法な取引の問題について、様々な取り組みを行っております。この度、会員の方から、インターネットを通じて猛禽類の羽根が売買されているのを見たというご連絡がありました。

一般に、インターネットを通じた取引においては、匿名性の高さ等から違法な物品が安易に取引されている例も多いという指摘もあります。また、このような取引では、相手が信頼できる者かどうか、物品が適法・適正なものかどうかなどの確認が難しい場合もあります。

そこで、インターネットを通じた矢羽の取引を行おうとする場合には、取引が禁じられている羽根が含まれている可能性を常に意識し、相手から証明書類等の提示を求める等して十分な確認を行っていただくとともに、不審な取引には関わらないようご注意ください。

また、不審な取引を見つけた場合や、不審な取引に関わってしまった場合には、当連盟相談窓口まで、郵送または電子メールでご連絡ください。なお、お送りいただいた情報については、ご本人の同意がない限り、相談窓口以外の連盟関係者には開示されません。

なお、当連盟では、種の保存法やワシントン条約の規制対象となる可能性ある矢羽の使用に関して、その矢羽が適正に入手されたことを示すために「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の作成をお願いしておりますので、ご協力ください。これらの法規制につきましては、環境省のホームページなどで内容や説明を確認することができますので、この機会にそれらの情報もご参照いただき、理解を深めていただければと考えております。

当連盟といたしましては、この問題に引き続き取り組んで参りたいと考えておりますので、会員の皆様も、ご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

平成 30 年 12 月